

平成31年4月1日
令和2年6月4日改訂
令和3年4月1日改訂
(一社)建設技能人材機構

1号特定技能外国人に係る受入負担金の支払要領 (正会員用)

一般社団法人建設技能人材機構(以下「機構」という。)の正会員である建設業者団体(以下「正会員団体」という。)に所属する1号特定技能外国人を受け入れる建設企業(以下「受入企業」という。)が負担する受入負担金の機構への支払いについて、詳細を下記のとおりとする。

記

(受入負担金の額)

1. 受入企業が負担する受入負担金の額は、別表の通りとする。
2. 受入負担金の額の算定に当たっては、日割計算を行わず、1号特定技能外国人が就労を開始した日が属する月を1月目として計算し、当該1号特定技能外国人との雇用契約を満了した日又は当該1号特定技能外国人が退職した日が属する月を最終月として計算するものとする。

(受入負担金の収納代行)

3. 正会員団体は、当該正会員団体に所属する受入企業が負担する受入負担金の機構への支払いについて、収納代行を行うことができる。この場合、正会員団体は、当該正会員団体に所属する全ての受入企業から受入負担金の全額を収納代行することとし、一部の収納代行を行うことは認められない。

(受入負担金の請求と支払いの期日)

4. 3. の場合、正会員団体は、機構から請求された所定の金額を、請求のあった翌月の末日までに、毎月支払うものとする。

(支払いの方法)

5. 機構の請求に対する正会員団体の支払いは口座振込によるものとし、他の支払い方法によることはできない。

裏面に続く

(遅延損害金)

6. 正会員団体が機構に対する支払いを期日までに行わない場合の遅延損害金については、支払期日の翌日から実際に支払いがあった日までの日数に応じ、次の計算式にて算出する。

$$\text{遅延損害金} = \text{遅延額} \times \text{遅延損害率 (年 6\%)} \times \text{遅延日数} / 365 \text{日}$$

(事業協力費)

7. 1号特定技能外国人受入事業の実施に当たり、正会員団体が試験問題の作成等の事業協力を行う場合であり、かつ、3. の受入負担金の収納代行を行う場合に限り、当該正会員団体に所属する受入企業が負担する受入負担金のうち5%に相当する額を当該正会員団体が行う事業協力に要する経費（以下「事業協力費」という。）に充当することができる。この場合、当該正会員団体は、当該正会員団体に所属する受入企業が負担する受入負担金の全額から事業協力費に相当する額を除いた額を機構に支払うものとする。なお、事業協力費の対象となる受入負担金には、1号特定技能外国人が退職又は帰国した際に発生した受入企業へ返金する受入負担金も含むものとする。

(1号特定技能外国人の負担禁止)

8. 正会員団体及び受入企業は、いかなる理由があっても、受入負担金について、直接的又は間接的を問わず、1号特定技能外国人に負担させてはならない。

(誠実交渉義務)

9. 受入負担金の支払いに関する疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い、円満に解決を図るものとする。

別表 受入負担金

対象となる特定技能外国人の別	受入負担金の月額
試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受ける場合）	2万円
試験合格者（本機構が指定する海外教育訓練を受けない場合）	1万5千円
試験免除者（技能実習2号修了者等）	1万2千5百円

参考

2. の「1号特定技能外国人が就労を開始した日」とは、
(1) 新たに1号特定技能外国人となった場合は、在留カード交付日とし、
(2) 転職をした場合は、転職先の受入企業で就労を開始した日とする。